

入間市立図書館資料除籍基準

(目的)

第1条 この基準は、入間市立図書館が所蔵している図書館資料の除籍に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において「除籍」とは、限られた書架を魅力あるものとして維持するため、利用価値の低くなった資料又は汚破損等により利用できなくなった資料を蔵書資料より排除することをいう。

(除籍対象資料)

第3条 次に掲げる資料は、除籍の対象とすることができる。

(1) 在庫資料は、原則として受け入れた日から5年を経過した次に掲げる資料

- ア 内容、データ又は記述が古く閲覧に適さない資料
- イ 時事的な内容で、現在の状況とかけ離れている資料
- ウ 利用頻度が著しく低く、所蔵の必要がないと判断された資料
- エ 複本のうち、保存する必要がないと判断された資料
- オ 同一タイトルで、内容が重複している資料
- カ 類書が豊富にあり、保存する必要がないと判断された資料

(2) 所在不明資料

蔵書点検等により、資料の所在が5回確認できなかった資料

(3) 回収不能資料

- ア 返却期限から3年を経過した資料で、回収が困難な資料又は利用者の所在不明等により督促することが不可能な資料
- イ 利用者の過失、事故等の理由により、汚損、破損等の届出があり弁償された資料。ただし、利用者から紛失の届出があった資料は、所在不明資料とする。

(4) その他

汚損等が著しいときは、受け入れた日から5年を経過していない場合であっても、汚破損等により、閲覧できないと判断された資料は、除籍対象とする。

(逐次刊行物の除籍)

第4条 逐次刊行物の除籍は、入間市立図書館逐次刊行物の保存及び除籍に関する取扱い要綱に定める。

(除籍の対象除外)

第5条 次に掲げる資料は、原則として除籍の対象としない。

- (1) 選書会議で永年保存と定めた資料
- (2) 郷土資料及び行政資料。ただし、複本は除く。

(3) 他の図書館との協定等により、保存担当館になっている資料

(4) 類書が乏しく、絶版又は品切れにより入手が難しい資料

(除籍の方法)

第6条 資料の除籍は、次の方法により行うものとする。

(1) 第3条及び第4条の規定に基づき除籍候補の資料を選書会議において検討し、本館で館長の決裁を受ける。

(2) 除籍した資料は、他の公共施設、利用者等に提供し、資料の有効活用を図る。ただし、汚損等が著しく再利用に適さない資料又は著作権法上リサイクルできない資料は、古紙回収業者等へ売り払う。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか、資料の除籍に関し必要な事項は、館長が別に定める。

(除籍基準の改正)

第8条 この除籍基準は、有効なものとして機能し、更に内容を充実させるため、随時見直し、改正を行う。

附 則

この基準は、平成15年3月1日から施行する。

この基準は、平成20年3月1日から施行する。

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

この基準は、平成25年2月1日から施行する。